

1日の拘束時間、休息期間について

現行

【1日の拘束時間】

- ▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

【1日の休息期間】

- ▷ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

案

【1日の拘束時間】

- ▷ 1日についての拘束時間は、休息期間と同様の考え方で設定する。

【1日の休息期間】

- ▷ 勤務終了後、原則11時間としつつ、これによらない場合の下限時間、回数等について別途設ける。

追加案（修正案）

【1日の拘束時間】

- ▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数（※）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

（※）通達において、「1週間について3回以内」を目安として示す。

【1日の休息期間】

- ▷ 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることとし、継続9時間を下回らないものとする。